

静岡県地域防災計画の修正（案）
概 要

平成 25 年 6 月

静岡県防災会議

静岡県地域防災計画の修正（案）概要

今回の県地域防災計画の修正内容の概要は、以下のとおりである。

1 地域防災計画（共通対策の巻、地震対策の巻、津波対策の巻、風水害対策の巻、火山災害対策の巻、大火災対策の巻、大規模事故対策の巻）

(1) 国の防災基本計画の修正に伴う修正

- ア 災害に対する即応力の強化の追加
- イ 被災者への対応改善の追加

(2) 地震防災緊急事業五箇年計画の変更に伴う修正

(3) 指定地方公共機関の追加に伴う修正

(4) 第4次地震被害想定（第一次報告）の策定を踏まえた修正

(5) その他

- ア 名称・組織変更に伴う修正
- イ 防災業務計画の修正、防災に関する業務の変更に伴う修正
- ウ 実績値等の時点修正
- エ 法令・方針等の施行に伴う修正
- オ その他所要の改正

2 地域防災計画（原子力災害対策の巻）

(1) 放射性物質漏洩前の防護措置の判断基準（EAL）を追加

(2) 放射性物質漏洩後の防護措置の判断基準（OIL）を追加

(3) UPZの一部地域をPAZに変更

(4) その他名称・組織変更に伴う修正及び所要の改正等

1 地域防災計画（共通対策の巻、地震対策の巻、津波対策の巻、風水害対策の巻、火山災害対策の巻、大火災対策の巻、大規模事故対策の巻）

（1）国の防災基本計画の修正に伴う修正

<修正の概要>

中央防災会議は、災害対策基本法の改正（平成24年6月）や中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告（平成24年7月）などを踏まえ、大規模広域災害への対策の追加等を目的として、平成24年9月に防災基本計画の修正を行った。これに伴い、次の事項を追加する。

- ア 災害に対する即応力の強化
- イ 被災者への対応改善

<地域防災計画への記述の内容>

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨
第1章 総則	第4節 予想される災害と地域	○予想される災害に複合災害・連続災害を追加
第2章 災害予防計画	第14節 複合災害対策及び連続災害対策（節の新設）	○災害予防計画に複合災害対策及び連続災害対策を追加
第3章 災害応急対策計画	第7節 避難救出計画	○広域避難・広域一時滞在の追加
	第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画	○要請を待たずに行う物資の輸送等の追加

(参考) 災害対策基本法の改正（平成 24 年 6 月 27 日公布・施行）の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災

(参考) 国の防災基本計画の修正による県地域防災計画の修正状況

国の防災基本計画（平成 24 年 9 月）の主な修正点	県地域防災計画の修正	
	今回追加	対応済み
<大規模広域災害への対策>		
① 災害に対する即応力の強化		
発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化		○
地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備え		○
地方公共団体と民間団体間における協定締結等を推進		○
多様な主体による共同防災訓練の実施		○
複合災害への対応	○	
② 被災者への対応改善		
要請を待たずに物資の輸送を開始するなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入	○	
市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ（広域一時滞在）協定締結の推進	○	
市町村を越えた広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携強化	○	
③ 教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上		
住民による災害教訓伝承とその支援		○
地域防災計画の策定への多様な主体の参画		○

(2) 地震防災緊急事業五箇年計画の変更に伴う修正

<修正の概要>

平成24年3月に内閣総理大臣の承認を得た静岡県第4次地震防災緊急事業五箇年計画について、事業を追加し、平成25年3月に変更の承認を得たことから、新計画の内容に改める。

<地域防災計画への記述の内容>

a 地震対策の巻

編	項目	修正要旨
第3章 地震防災 施設緊急 整備計画	第3節 地震防災緊急事業 五箇年計画	○地震防災緊急事業五箇年計画の変更

(3) 指定地方公共機関の追加に伴う修正

<修正の概要>

県の指定地方公共機関に「一般社団法人静岡県建設業協会」及び「公益社団法人静岡県栄養士会」が平成25年5月に指定されたことに伴い、当該2法人を追加する。

法人名	期待する防災上の役割
一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
公益社団法人 静岡県栄養士会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力 ・避難所における健康相談に関する協力

<地域防災計画への記述の内容>

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨
第1章 総則	第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○「一般社団法人静岡県建設業協会」及び「公益社団法人静岡県栄養士会」の追加

b 地震対策の巻

編	項目	修正要旨
第1章 総則	第4節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○「一般社団法人静岡県建設業協会」及び「公益社団法人静岡県栄養士会」の追加
第5章 災害応急対策	第1節 防災関係機関の活動	○「一般社団法人静岡県建設業協会」の追加
第6章 復旧・復興対策	第1節 防災関係機関の活動	○「一般社団法人静岡県建設業協会」及び「公益社団法人静岡県栄養士会」の追加

c 津波対策の巻

章	項目	修正要旨
第1章 総則	第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○「一般社団法人静岡県建設業協会」及び「公益社団法人静岡県栄養士会」の追加
第3章 災害応急対策計画	第1節 防災関係機関の活動	○「一般社団法人静岡県建設業協会」の追加

(4) 第4次地震被害想定（第一次報告）の策定を踏まえた修正

<修正の概要>

今後の地震・津波対策の基礎資料となる第4次地震被害想定では、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1及びレベル2の地震・津波を対象としたことから、県地域防災計画の「予想される災害」を第4次地震被害想定の対象に改める。

また、「地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定したことに伴う修正等の所要の改正を行う。

<地域防災計画への記述の内容>

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨
第1章 総則	—	○「予想される災害」を第4次地震被害想定の対象に改めることに伴う用語・記述の修正
	第4節 予想される災害と地域	○第4次地震被害想定による最悪の死者数の追加 ○「東海地震等」の用語の定義を追加
第2章 災害予防計画	第4節 防災意識普及計画	○「予想される災害」を第4次地震被害想定の対象に改めることに伴う用語・記述の修正

b 地震対策の巻

編	項目	修正要旨
第1章 総則	—	○「予想される災害」を第4次地震被害想定の対象に改めることに伴う用語・記述の修正
	第1節 計画の趣旨	○「予想される災害」を第4次地震被害想定の対象に改めることに伴う用語・記述の修正
	第3節 予想される災害	○あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波に関する想定必要性を追加 ○「危険度の試算」の概要及び試算（推定）結果を「第4次地震被害想定」の概要及び想定結果へ変更
第2章 平常時対策	第4節 地震災害予防対策の推進	○「地震・津波対策アクションプログラム2013」の策定に伴う用語・記述の修正 ○「予想される災害」を第4次地震被害想定の対象に改めることに伴う用語・記述の修正
第3章 地震防災	第3節 地震防災緊急事業	○「地震・津波対策アクションプログラム2

編	項目	修正要旨
施設緊急 整備計画	五箇年計画	013」の策定に伴う用語・記述の修正

c 津波対策の巻

章	項目	修正要旨
第1章 総則	第3節 予想される災害	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波に関する想定必要性等を追加 ○「危険度の試算」の概要及び試算（推定）結果を「第4次地震被害想定」の概要及び想定結果へ変更
第2章 災害予防 計画	第4節 津波災害予防対策 の推進	○「地震・津波対策アクションプログラム2013」の策定に伴う用語・記述の修正

(5) その他

<地域防災計画への記述の内容>

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨
第1章 総則	第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○防災業務計画の修正に伴う修正 ○名称・組織変更に伴う修正
	第4節 予想される災害と地域	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の追加 ○砂防指定地等の時点修正
第2章 災害予防計画	第1節 通信施設等整備改良計画	○衛星携帯電話の配備の追加 ○気象観測施設等の現況の時点修正
	第4節 防災意識普及計画	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○男女共同参画の視点からの防災対策の推進等の追加等
	第7節 防災訓練	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第8節 自主防災組織の育成	○他の修正に伴う付随的修正 ○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○男女共同参画に資する人材の育成の追加等 ○市町による地域防災指導員の育成の追加等
	第9節 事業所等の自主的な防災活動	○事業所における帰宅困難者対策の追加
第13節 応急仮設住宅	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正	
第3章 災害応急対策計画	第1節 総則	○土砂災害防止法に基づく緊急調査の追加
	第2節 組織計画	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第7節 避難救出計画	○他の修正に伴う付随的修正 ○避難所の運営における男女共同参画等の追加 ○被災動物の救護の追加
	第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	○他の修正に伴う付随的修正 ○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正

章	項目	修正要旨
	第15節 遺体の捜索及び措置埋葬計画(節の名称変更)	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第24節 応援協力計画	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第25節 ボランティア活動支援計画	○静岡県災害ボランティア本部・情報センターの市町支援チームの組織等の追加等 ○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第31節 突発的災害に係る応急対策計画	○名称・組織変更に伴う修正

b 地震対策の巻

編	項目	修正要旨
第1章 総則	第3節 予想される災害	○県民の防災への共助の努力の追加
	第4節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○他の修正に伴う付随的修正 ○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○防災業務計画の修正に伴う修正 ○名称・組織変更に伴う修正
第2章 平常時対策	第3節 地震防災訓練の実施	○防災業務計画の修正に伴う修正
	第4節 地震災害予防対策の推進	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○建築基準法に基づく災害危険区域の指定の追加
第3章 地震防災施設緊急整備計画	第1節 地震防災施設整備方針	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第2節 地震対策緊急整備事業計画	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第3節 地震防災緊急事業五箇年計画	○他の修正に伴う付随的修正 ○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
第4章 地震防災応急対策(津波対策を含む)	第1節 防災関係機関の活動	○東海地震注意情報に関する対策会議の構成員の変更 ○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○名称・組織変更に伴う修正 ○防災業務計画の修正に伴う修正
	第5節 緊急輸送活動	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第7節 避難活動	○避難地の運営における男女共同参画等の追加
	第9節 交通の確保活動	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正

編	項目	修正要旨
	全確保等の措置	
第5章 災害応急対策	第1節 防災関係機関の活動	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○名称・組織変更に伴う修正 ○防災業務計画の修正に伴う修正
	第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○建築基準法に基づく災害危険区域の指定の追加
	第7節 避難活動	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○避難所の運営における男女共同参画等の追加
	第9節 交通の確保対策	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第10節 地域への救援活動	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○名称・組織変更に伴う修正 ○他の修正に伴う付随的修正 ○県による市町の遺体処理計画の策定状況の把握等の追加 ○静岡県災害ボランティア本部・情報センターによる市町支援チームの組織等の追加等
	第11節 学校における災害応急対策及び応急教育	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第13節 県有施設及び設備等の対策	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○防災業務計画の修正に伴う修正
第6章 復旧・復興対策	第1節 防災関係機関の活動	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○名称・組織変更 ○防災業務計画の修正に伴う修正
	第3節 震災復興計画の策定	○震災復興計画の策定への多様な主体の参画の追加
	第8節 被災者の生活再建支援	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正

c 津波対策の巻

章	項目	修正要旨
第1章 総則	—	○他の修正に伴う付随的修正
	第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○他の修正に伴う付随的修正 ○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○防災業務計画の修正に伴う修正

章	項目	修正要旨
		○名称・組織変更に伴う修正 ○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第3節 予想される災害	○他の修正に伴う付随的修正
第2章 災害予防計画	第4節 津波災害予防対策の推進	○陸閘の常時閉鎖の推進等の追加
第3章 災害応急対策計画	第1節 防災関係機関の活動	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○名称・組織変更に伴う修正 ○防災業務計画の修正に伴う修正 ○防災に関する業務の変更に伴う修正
	第2節 情報活動	○津波警報等の改善（国の運用変更）

d 風水害対策の巻

章	項目	修正要旨
第1章 総論	第2節 予想される災害と地域	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
第2章 災害予防計画	第3節 港湾漁港保全災害防除計画	○港湾漁港保全災害防除計画の時点修正
第3章 災害応急対策計画	—	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第5節 指定水防管理団体、水防機関	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第6節 水防に関する予警報	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○水位到達情報河川の時点修正
	第7節 通信連絡系統	○雨量観測所の連絡系統図等の時点修正
	第8節 県の非常配備体制	○県水防計画の修正に伴う修正

e 火山災害対策の巻

章	項目	修正要旨
I 第1章 総則	第1節 想定	○噴火警戒レベルの適用（国の運用変更） ○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正
	第2章 災害予防計画（平常時対策）	第3節 避難計画の策定
第3章 災害応急対策計画	第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・記述に修正 ○噴火警戒レベルの適用（国の運用変更）
	第3節 県の体制	○噴火警戒レベルの適用（国の運用変更）
	第6節 被害拡大防止対策（節の新設）	○被害拡大防止対策の追加
	第7節 継続災害対応計画（節の新設）	○継続災害防止対策の追加
II	第1節 関係する施設・設備	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・

章	項目	修正要旨
第2章 災害予防 計画（平常 時対策）	の整備	記述に修正
	第4節 予防教育及び 研修・訓練の実施	○国による啓発活動の追加
	第6節 被害拡大防止対策	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・ 記述に修正
	第7節 継続災害対応計画	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・ 記述に修正

f 大火災対策の巻

章	項目	修正要旨
I 第1章 総則	第3節 予想される災害と 地域	○県内危険物施設の時点修正 ○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・ 記述に修正 ○高圧ガス製造事業所（第1種）の時点修正

g 大規模事故対策の巻

章	項目	修正要旨
I 第1章 総則	第3節 予想される事故と 地域	○県内の道路状況の時点修正
	第5節 道路トンネル事故 の予防対策	○主要なトンネルの現状の時点修正
III 第1章 総則	第3節 重油等の種類と性 質	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・ 記述に修正
第3章 災害応急 対策計画	第2節 応急対策	○従来の用語・記述を見直し、適切な用語・ 記述に修正
IV 第3章 災害応急 対策計画	第2節 応急体制	○防災業務計画の修正に伴う修正

2 地域防災計画（原子力災害対策の巻）

原子力災害対策指針の改定に伴う修正

<修正の概要>

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、国が「原子力災害対策指針（以下「指針」という。）」を改定（平成25年2月）したことに伴い、静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）を修正する。

ア 放射性物質漏洩前の防護措置の判断基準（EAL）の追加

項目	修正内容
放射性物質漏洩前の 防護措置の判断基準 「緊急時活動レベル」 EAL Emergency Action Level	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、次の3つの緊急時活動レベルを設定する。 (1) 警戒事態 (2) 施設敷地緊急事態 (3) 全面緊急事態

イ 放射性物質漏洩後の防護措置の判断基準（OIL）の追加

項目	修正内容
放射性物質漏洩後の 防護措置の判断基準 「運用上の介入レベル」 OIL Operational Intervention Level	環境への放射性物質放出後、主に確率的影響の発生を低減するため、次の3つの取るべき防護措置の基準を定める。 (1) 避難・屋内退避、一時移転の基準（OIL1、OIL2） (2) 人のスクリーニング・除染の基準（OIL4） (3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準（OIL6）

ウ UPZの一部地域をPAZに変更

項目	修正内容
UPZの一部地域を PAZに変更	UPZの一部（牧之原市須々木、鬼女新田、波津、相良、福岡、大沢）をPAZに変更する。

エ その他名称・組織変更に伴う修正及び所要の改正等

法人格の変更などによる名称変更又は組織変更となった防災関係機関について、当該変更事項を反映する。また、従来の記述の整理による修正等を行う。

<地域防災計画への記述の内容>

a 原子力災害対策の巻

章	項目	修正要旨
第1章 総則	第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	○UPZの一部地域をPAZに変更
	第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施(節の新設)	○EAL、OILの追加 ○放射性物質による環境汚染への対処のための整備
	第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱(節の新設)	○名称・組織変更に伴う修正
第2章 原子力災害事前対策	第8節 避難収容活動体制の整備	○EAL及びOILに基づく広域避難計画の策定
第3章 緊急事態応急対策	第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	○EAL及びOILに基づく防護措置の追加